

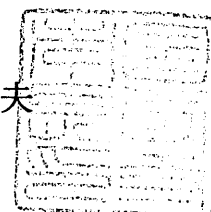
国分寺市告示第151号



都市再開発法（昭和44年法律第38号）第51条第1項（施行規程及び事業計画の決定等）の規定により事業計画を定めたので、同法第54条第1項（事業計画の公告）の規定により次のとおり告示し、同法第55条第2項（施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付及び縦覧）の規定により縦覧に供する。

平成21年5月14日

国分寺市長 星野信夫



1 市街地再開発事業の種類及び名称

国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業

2 事業施行期間

事業計画の決定の日から平成26年度末まで

3 施行地区

国分寺市本町二丁目、三丁目及び四丁目の各一部

4 施行者の名称

国分寺市

5 事務所の所在地

国分寺市本町三丁目2番17号

6 事業計画の決定の年月日

平成21年5月14日

- 7 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成21年6月12日

- 8 関係図書の縦覧期間

事業計画の決定の日から建築工事の完了の公告の日まで（土・日曜日及び休日は除く）

- 9 関係図書の縦覧時間

8時30分～17時15分

- 10 関係図書の縦覧場所

国分寺市役所都市開発部国分寺駅周辺整備課（本町三丁目2番17号）